

1. サービスの種類

訪問介護サービス

2. サービスの内容

ホームヘルパーが家庭を訪問して、食事、入浴、排泄の介助や調理、掃除といった家事など日常の手助けを行います。

(身体介護) 利用者の日常生活の支障となつているところを援助し、また、残存機能を生かした介護を行います。食事・入浴・排泄の介助、衣服の着脱や体位変換、洗髪、爪きり身体の清拭、病院の付き添い、生活・身上・介護等に関する相談、助言等です。

(生活援助) 利用者の考え方を尊重し、利用者が自己決定できるようにサービス提供を心がけます。食事の用意、衣服の洗濯や補修、掃除、買い物、主治医などの関係機関との連絡等です。

※但し、家族の方の洗濯や炊事、庭の草むしり、犬の散歩等は介護保険の対象とはなりません。

3. 提供するサービスの利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）について

訪問介護サービス利用料(要介護1～5)

・基本料

1単位=10.21円

サービス提供区分	提供時間帯	単位数	ご利用者様負担額			
			1割負担	2割負担	3割負担	
身体介護	20分未満 (身体0)	昼間(8:00-18:00)	163	166円	333円	499円
		早朝、夜間(※)	204	208円	417円	625円
		深夜(22:00-6:00)	245	250円	500円	750円
	20分以上 30分未満 (身体1)	昼間(8:00-18:00)	244	249円	498円	747円
		早朝、夜間(※)	305	311円	623円	934円
		深夜(22:00-6:00)	366	374円	747円	1,121円
	30分以上 1時間未満 (身体2)	昼間(8:00-18:00)	387	395円	790円	1,185円
		早朝、夜間(※)	484	494円	988円	1,482円
		深夜(22:00-6:00)	581	593円	1,186円	1,780円
	1時間以上 1時間30分未満 (身体3)	昼間(8:00-18:00)	567	579円	1,158円	1,737円
		早朝、夜間(※)	709	724円	1,448円	2,172円
		深夜(22:00-6:00)	851	869円	1,738円	2,607円
1時間30分以上、 30分増すごとに追加	昼間(8:00-18:00)	82	84円	167円	251円	
	早朝、夜間(※)	103	105円	210円	315円	
	深夜(22:00-6:00)	123	126円	251円	377円	
生活援助	20分以上 45分未満 (生活2)	昼間(8:00-18:00)	179	183円	366円	548円
		早朝、夜間(※)	224	229円	457円	686円
		深夜(22:00-6:00)	269	275円	549円	824円
	45分以上 (生活3)	昼間(8:00-18:00)	220	225円	449円	674円
		早朝、夜間(※)	275	281円	562円	842円
		深夜(22:00-6:00)	330	337円	674円	1,011円

(※) 早朝・・・6:00-8:00、 夜間・・・18:00-22:00

◆ 利用者の心身の状況等により、1人の訪問介護員によるサービス提供が困難であると認められる場合で、利用者の同意を得て2人の訪問介護員によるサービス提供を行ったときは、前頁金額の2倍になります。

介護予防訪問介護(相当サービス)サービス利用料(事業対象者・要支援1～2)

・基本料

●月額

区分		単位	ご利用者様負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
介護予防訪問介護(Ⅰ) (相当サービス・事業対象者)	週に1回程度	1176	1,201円	2,401円	3,602円
介護予防訪問介護(Ⅱ) (相当サービス・事業対象者)	週に2回程度	2349	2,398円	4,797円	7,195円
介護予防訪問介護(Ⅲ) (相当サービス・事業対象者)	週に3回程度	3727	3,805円	7,611円	11,416円

●日割りとなる場合

区分		単位	ご利用者様負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
介護予防訪問介護(Ⅰ) (相当サービス・事業対象者)	週に1回程度	39	40円	80円	119円
介護予防訪問介護(Ⅱ) (相当サービス・事業対象者)	週に2回程度	77	79円	157円	236円
介護予防訪問介護(Ⅲ) (相当サービス・事業対象者)	週に3回程度	123	126円	251円	377円

・加算等

加算名称	単位数	ご利用者様			算定回数等
		1割負担	2割負担	3割負担	
初回加算	200	204円	408円	613円	初回のみ
緊急時訪問介護加算 {介護予防訪問介護 相当サービスにはなし}	100	102円	204円	306円	1回の要請に対して1回
生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100	102円	204円	306円	1月につき
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200	204円	408円	613円	1月につき
中山間地域等における 小規模事業所加算	基本報酬の10%を加算			1回あたり	
中山間地域等に居住する者への サービス提供加算	基本報酬の5%を加算			1回あたり	
特定事業所加算Ⅱ	基本報酬の10%を加算			1回あたり	
介護職員処遇改善加算Ⅰ {介護予防相当サービス共通}	所定単位数の24.5%を加算			1月につき	
介護職員処遇改善加算Ⅱ {介護予防相当サービス共通}	所定単位数の22.4%を加算			1月につき	
介護職員処遇改善加算Ⅲ {介護予防相当サービス共通}	所定単位数の18.2%を加算			1月につき	
同一建物に居住する利用者の減算	所定単位数の10%を減算			1月につき	

(※) 所定単位数・・・基本報酬に各種加算・減算を加えた総単位数

※ **初回加算**は、新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回に実施した指定訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が、自ら指定訪問介護を行う場合又は他の訪問介護員等が指定訪問介護を行う際に同行訪問した場合に加算します。

※ **緊急時訪問介護加算**は、利用者やその家族等からの要請を受けて、サービス提供責任者が介護支援専門員と連携を図り、介護支援専門員が必要と認めたときに、訪問介護員等が居宅サービス計画にない指定訪問介護（身体介護）を行った場合に加算します。

※ **生活機能向上連携加算**は、利用者に対して指定訪問リハビリテーション事業所の理学療法士等が指定訪問リハビリテーションを行った際に、サービス提供責任者が同行し当該理学療法等と利用者の身体の状況等の評価を共同して行った場合に加算します。

※ **介護職員(特定) 処遇改善加算**は、介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取組みを行う事業所に認められる加算です。